

# 小樽市立病院における医療事故等の公表基準

## 1. 目的

小樽市立病院で発生した医療事故等の内容、原因、改善策等について、自らこれを公表し、医療の透明性を確保することにより、地域住民が安心して医療を受けられる環境づくりと、医療安全管理体制の向上を図るため、この基準を定めるものである。

## 2. 用語の定義

(用語の定義)

- (1)医療事故 医療に係る場所で、医療の全過程において発生する人身事故一切を包含し、医療提供者の過失の有無を問わない。患者だけではなく、家族や医療従事者に被害が生じた場合も含み、転倒のように医療行為と直接関係しない場合も含む。また、身体的実害はないが、検査、観察を必要としたり、精神的被害を与えた場合も含む。
- (2)医療過誤 医療事故の発生原因に、医療提供者の過失があるものをいう。
- (3)医療(医事)紛争 医療に関して、医療提供側と患者側との間に生じた紛争をいう。
- (4)インシデント 日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為が実施されたが、結果として患者に実害を及ぼすに至らなかったものをいう。本規定では、「ヒヤリ・ハット」から経過観察が必要なものまでとする。医療事故レベルとして、0 から 2、その他に相当する。
- (5)アクシデント 本規定では、医療事故レベルとして、3a から 5 に相当する。

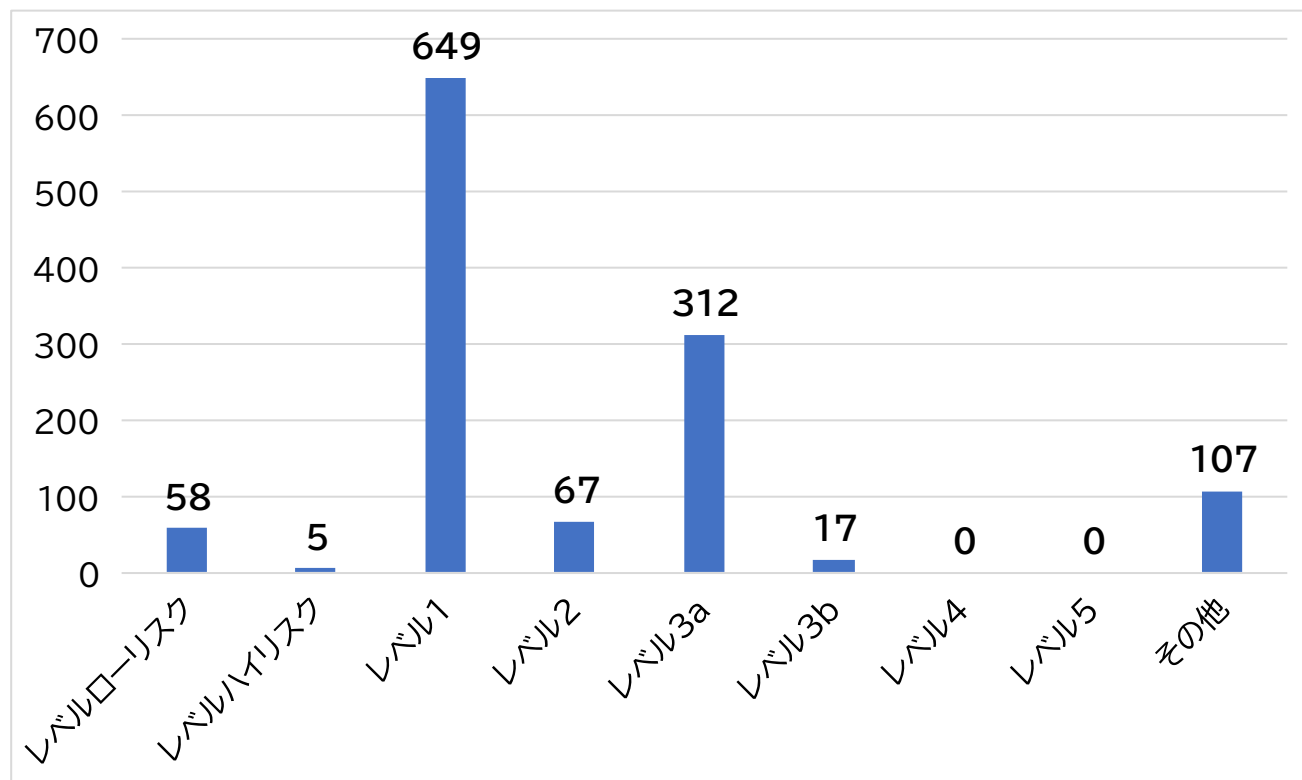
## 3. 医療事故等の区分

アクシデント(医療事故)・インシデント(ヒヤリ・ハット)は、下記の通り区分することとする。

|                     | 区分       | 内容                                                            |
|---------------------|----------|---------------------------------------------------------------|
| インシデント<br>(ヒヤリ・ハット) | レベルローリスク | 間違ったことが発生したが、患者には実施されなかった                                     |
|                     | レベルハイリスク | レベルはローリスクではあるが、実施されればレベル 4～5 が予想される                           |
|                     | レベル 1    | 患者に実害はなかったが、何らかの影響をあたえた可能性があるため、観察の強化や心身の配慮が必要になる場合           |
|                     | レベル 2    | 事故により患者にバイタルサイン等の変化が生じ、観察の強化及び検査の必要性が生じた場合                    |
|                     | その他      | 盗難、器具破損や書類の渡し間違いなど患者には影響がない場合                                 |
| アクシデント<br>(医療事故)    | レベル 3a   | 簡単な治療や処置を要した場合。(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与等)                          |
|                     | レベル 3b   | 新たな治療や処置を要した場合。(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折等) |
|                     | レベル 4    | 事故による障害が長期にわたると推測される場合                                        |
|                     | レベル 5    | 事故が死因となる場合                                                    |

4. 2024年4月1日～2025年3月31日 インシデント・アクシデント 1215件

レベル別発生数



5. 2024年4月1日～2025年3月31日 インシデント・アクシデント 1215件

概要別発生数

